約款変更の新旧対照表

<投資信託受益権振替決済口座管理約款>

むさし証券

新文書	旧文書	差分
第 11 条	第 11 条	追加
5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲	5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲	
げる書面に記載されているもの <mark>(電磁的方法</mark> に <mark>より提供された当該書面に</mark>	げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、	
記載すべき事項を含みます。)については、第2項の規定にかかわらず、残	残高照合のためのご報告を行わないことがあります。	
高照合のためのご報告を行わないことがあります。		
1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時 <mark>等</mark> 交付書面	1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面	追加
この約款は、 2025 年 5 月 1 日より適用させていただきます。	この約款は、 2022 年 4 月 1 日より適用させていただきます。	変更

以上